

Ⅲ 富山県の個人情報保護制度の概要

1 目的及び対象

(1) 目的

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第1条において、個人情報保護の目的が明らかにされています。

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じた遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(2) 対象となる「個人情報」

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいいます。

(3) 実施機関

法に基づき各実施機関で個人情報保護制度が運用されています。

- ①知事 ②教育委員会 ③選挙管理委員会 ④人事委員会
- ⑤監査委員 ⑥公安委員会 ⑦警察本部長 ⑧労働委員会
- ⑨収用委員会 ⑩海区漁業調整委員会 ⑪内水面漁場管理委員会
- ⑫県が設立した地方独立行政法人（富山県立大学）

※富山県議会については、実施機関に含まれません。「富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」等に基づき、個人情報保護制度が運用されています。

2 個人情報を取り扱う責務

法では、個人情報の取扱いに関する主な内容として、次のとおり規定しています。

- (1) 保有の制限（法第61条）
- (2) 利用目的の明示（法第62条）
- (3) 不適正な利用・取得の禁止（法第63条、64条）
- (4) 正確性の確保（法第65条）
- (5) 安全管理措置（法第66条）
- (6) 漏えい等の報告等（法第68条）
- (7) 利用及び提供の制限（法第69条）

3 開示、訂正及び利用停止

以下のとおり開示、訂正及び利用停止の手続について定めています。

(1) 開示、訂正及び利用停止請求権

- ・ 何人も実施機関に対し、自己の個人情報の開示を請求できます。
- ・ 何人も開示された自己の個人情報の内容が事実でないと思うときは、訂正を請求できます。
- ・ 何人も開示をされた自己の個人情報が、保有、取得、利用・提供の制限に違反して取扱われていると思うときは、利用停止(利用の停止・消去又は提供の停止)を請求できます。

(2) 非開示情報

実施機関が保有している個人情報は開示することが原則ですが、次の情報については例外的に開示されないこととなります。

- ① 開示請求者に関する情報
- ② 開示請求者以外の個人に関する情報
- ③ 法人等に関する情報
- ④ 国の安全等に関する情報
- ⑤ 公共の安全等に関する情報
- ⑥ 審議、検討等に関する情報
- ⑦ 事務又は事業に関する情報

(3) 請求の方法

開示請求は、保有個人情報開示請求書に必要事項を記入し、情報公開総合窓口（県庁東別館2階）に提出して行います。請求の際には本人であることを証明する書類（運転免許証など）が必要です。

(4) 試験等の結果の提供

各種試験等の結果など、情報の内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行い得るもので、直ちに開示を実施することができる保有個人情報については、口頭での結果提供を実施しています。

4 富山県個人情報保護審議会

次の事務を行うため、附属機関として「富山県個人情報保護審議会」を設置しています。

○主な事務

- ・ 審査請求についての諮問に応じ調査審議する。
- ・ 個人情報の安全管理措置の基準等についての諮問に応じ調査審議する。
- ・ 議会における個人情報の適正な取扱いについての諮問に応じ調査審議する。
- ・ 特定個人情報保護評価について諮問に応じ調査審議する。

IV 令和5年度の個人情報保護制度の実施状況

1 保有個人情報の開示請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示請求

法76条の規定による書面による保有個人情報の開示請求の件数は全体で84件（請求者数79人）でした。請求に対する決定状況は、全部開示が1件、部分開示が68件、非開示が12件となっています。

実施機関別では、警察本部長に対する請求が64件（請求者数64人）と最も多く、次いで、知事部局に対する請求が14件（請求者数12人）となっています。

なお、請求者数の79人のうち、69人が本人からの請求、7人が法定代理人からの請求、3人が本人の委任を受けた代理人からの請求でした。

開示請求件数と決定状況（令和5年4月～令和6年3月）

実施機関・部局		保有個人情報の開示請求							
		請求件数 (件)	うち 請求者数	決定状況（件）					その他 (取下げ)
				開示	部分 開示	非開示	不存 在	存否 応答 拒否 等	
知事 部局	知事政策局	1	1	0	0	1	1	0	0
	危機管理局	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方創生局	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通政策局	0	0	0	0	0	0	0	0
	経営管理部	1	1	0	0	1	1	0	0
	生活環境文化部	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生部	9	8	0	9	0	0	0	0
	商工労働部	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産部	0	0	0	0	0	0	0	0
	土木部	3	2	1	0	1	1	0	1
	出納局	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	14	12	1	9	3	3	0	1
	企業局	0	0	0	0	0	0	0	0
	議会	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育委員会	6	3	0	4	1	1	0	1
	公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	警察本部長	64	64	0	55	8	6	2	1
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	富山海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	県立大学	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	84	79	1	68	12	10	2	3

請求者数の内訳

本人	法定代理人	本人の委任を受けた代理人
69人	7人	3人

(2) 試験等の結果についての提供

試験等の結果についての提供の件数は、2,801件となっています。

実施機関別では、教育委員会が2,116件と最も多く、次いで県立大学（367件）、人事委員会（175件）となっています。

試験等の結果についての提供件数（令和5年4月～令和6年3月）

実施機関		件数	実施機関	件数
知事 部局	知事政策局	2	企業局	0
	危機管理局	0	議会	0
	地方創生局	0	教育委員会	2,116
	交通政策局	0	公安委員会	0
	経営管理部	29	警察本部長	0
	生活環境文化部	15	選挙管理委員会	0
	厚生部	17	監査委員	0
	商工労働部	80	人事委員会	175
	農林水産部	0	労働委員会	0
	土木部	0	収用委員会	0
	出納局	0	富山海区漁業調整委員会	0
	小計	143	内水面漁場管理委員会	0
			県立大学	367
			合計	2,801

試験等の結果についての提供の試験別内訳（令和5年4月～令和6年3月）

試験等名	主務課	件数	試験等名	主務課	件数
富山県子育て支援・少子化対策県民会議公募委員選考	少子化対策・働き方改革推進課	2	富山県職員採用上級試験	人事委員会	105
職員採用選考試験（臨床検査技師、理学療法士、臨床工学技士）	人事課	3	富山県職員採用初級試験	人事委員会	32
産前産後休暇・育児休業代替職員採用選考試験（学校事務、学校栄養職員を除く）	人事課	5	警察官採用試験	人事委員会	16
看護職員採用選考試験	人事課	18	富山県職員採用試験「就職氷河期世代」	人事委員会	21
薬剤師採用選考試験	人事課	1	富山県職員採用試験「職務経験者（UIJターン）」	人事委員会	1
保健師採用選考試験	人事課	2	富山県公立学校実習助手採用選考検査	教職員課	4
狩猟免許試験	自然保護課	15	産前産後休暇・育児休業代替職員採用選考試験（学校事務職員、学校栄養職員）	教職員課	4
准看護師試験	医務課	4	富山県公立学校寄宿舎指導員採用選考検査	教職員課	2
富山県クリーニング師試験	生活衛生課	1	富山県立高等学校入学者選抜（全日制の課程一般入学者選抜）	県立学校課	2,089
ふぐ処理師試験	生活衛生課	2	富山県立高等学校入学者選抜（定時制の課程単位制前期 入学者選抜）	県立学校課	15
登録販売者試験	薬事指導課	6	富山県立特別支援学校の高等部入学者選抜	県立学校課	2
毒物劇物取扱者試験	薬事指導課	4	県立大学入学者選抜試験	県立大学	366
技能検定	労働政策課	35	公立大学法人富山県立大学職員採用試験	県立大学	1
入学選考	技術専門学院	45	合計		2,801

過去10年間の請求件数の推移

年度	書面	口頭	合計
令和4年	82	3,187	3,269
令和3年	89	4,014	4,103
令和2年	111	3,598	3,709
令和元年	102	3,623	3,725
平成30年	107	3,187	3,294
平成29年	109	4,263	4,372
平成28年	102	4,614	4,716
平成27年	128	4,586	4,714
平成26年	124	5,062	5,186
平成25年	91	3,991	4,082

(3) 保有個人情報の開示請求に係る審査請求の処理状況

令和5年度は保有個人情報の開示請求に係る新たな審査請求が1件ありました。処理状況の詳細は次のとおりになります。

審査請求 年 月 日	審査請求事案	実施機関	処理状況 ※令和6年3月31日時点		
			諮問	答申等	裁決
R5. 11. 1	被害届の対応内容が分かる資料の保有個人情報不開示決定に係る審査請求事案	警察本部 (警察相談課)	—	—	却下

2 保有個人情報の訂正請求の状況

令和5年度は、法第90条の規定による保有個人情報の訂正請求は1件でした。請求に対する決定状況は、訂正決定が1件となっています。

3 保有個人情報の利用停止請求の状況

令和5年度は、法第98条の規定による保有個人情報の利用停止請求はありませんでした。

4 保有個人情報の訂正請求に係る審査請求の状況

令和5年度は、保有個人情報の訂正請求に係る審査請求はありませんでした。

5 保有個人情報の利用停止請求に係る審査請求の状況

令和5年度は、保有個人情報の利用停止請求に係る審査請求はありませんでした。

6 個人情報保護審議会の開催状況

令和5年度は、諮問事案等を審議するため、1回開催しました。

審査会	開催日	議 題
第86回	R5. 12. 19	住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報ファイルの取扱いについての特定個人情報保護評価書(案)の審査